

柔道整復師等の施術に係る照会にご協力をお願いします

整骨院や接骨院（以下、柔道整復師）での施術は、すべてに保険証が使えるわけではなく、限られた施術のみ使用することができます。

また、柔道整復師に係る保険者負担分の施術費用は、病院等での受診費用と同様に皆様から徴収した保険料を使用しております。

そのため、受けられた施術について、保険証の使用が適正であるかの確認をさせていただく必要があることから、10月中旬頃より一部の被保険者様のお手元へ照会文書を送付させていただいております。

保険証の適正使用の確認と併せて医療費の適正化にご協力をお願いいたします。

1. 実施内容

- ①柔道整復師より申請のあった療養費支給申請書の施術内容の点検を行い、その結果、内容確認の必要が生じた一部の療養費支給申請書について、施術内容の照会をさせていただきます。
- ②施術内容の照会については、対象となる被保険者様等に対し照会文書「施術内容（負傷状況）回答書①および②」を送付させていただきます。回答期限までに所定の宛先に必ず返信するようにしてください。
- ③療養費支給申請書の施術内容の点検、照会文書の発送は、ガリバー・インターナショナル株式会社に業務委託して行います。

2. 個人情報について

回答いただいた内容は、個人情報保護法にもとづき、柔道整復療養費の点検及び確認以外には使用しない旨の契約を締結しております。

3. お願い

照会文書がお手元に届くのは、処理の都合上、施術を受けた日から約3か月後となっております。施術を受けた時期から少し時間が空いてしまうため、回答書に回答できない項目が出てくる恐れがあります。なるべく正確な回答をいただくために、大変お手数ではありますが、柔道整復師から受け取られた領収書等に、施術を受けた部位・負傷内容・受診日などを記入し、必ず保管するようにしてください。

4. 発送および回答の送付先【業務委託先】

ガリバー・インターナショナル株式会社

5. 全体の問い合わせ先

JAST健康保険組合（TEL：06-4560-1008） 電話受付時間：平日9：00～18：00

6. 参考

JAST健康保険組合のホームページ > 保険給付 > 整骨・接骨院にかかったとき